

平成25年11月定例会 総務委員会（事前）

平成25年11月26日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（13時52分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、2名の委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、元木委員から、10月16日に、新たな過疎対策の実現に向けた行政としての効果的な集落再生のあり方等について、総務省過疎対策室から聞き取り調査を行うもの、また、喜多委員からは、10月28日から2日間、東京都で開催されたスマートシティシンポジウムにおいて、持続可能な低炭素社会や自立分散型エネルギー社会の実現に向けた環境配慮型都市についての調査、また、11月13日から2日間、名古屋市で開催されたメッセナゴヤ2013において、スマートコミュニティがもたらす地域経済への影響について調査するものであります。

いずれも、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し許可いたしましたので御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中 継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（案）について
- 議案第13号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正
- 議案第14号 徳島県留置施設視察委員会条例の一部改正について
- 議案第15号 徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部改正について
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

児嶋警察本部長

私から、9月議会以降の県下の治安情勢等について御報告をいたします。

まず、県内における本年10月末現在の刑法犯認知件数は、4,938件で、前年同期に比べ、176件減少しております。そして、検挙率は、36.9%です。殺人事件等の凶悪事件は発生していませんが、高齢者が被害に遭う振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害は後を絶たず、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等の不審者情報が依然として多く寄せられるなど、予断を許さない情勢にあります。

また、交通事故は、昨日現在、発生件数と負傷者数のいずれも前年同期と比べ減少しておりますが、死者数は41人と、昨年1年間の死者数32人を超え、前年同期と比べ大幅に増加しているところであります。

それでは、主要施策5項目の推進状況について御報告をいたします。

第1は、「身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保」であります。

県内における振り込め詐欺などの特殊詐欺事件の認知件数は、本年10月末現在30件で、前年同期に比べ、8件減少しているものの、被害額は増加し、約4億6,000万円と多額に上っております。県警察では、金融商品取引名下に多額の現金を詐取した事件で、首謀者の暴力団幹部組員を逮捕するなど、10月末までに22件6名を検挙したところであります。引き続き、被害にかかりやすい高齢者やその家族等に対する被害防止啓発のための情報発信を行うとともに、金融機関との連携による水際対策等を行うなど、特殊詐欺の被害防止対策を強力に推進してまいります。また、恋愛感情等のもつれに起因する凶悪事件が、今なお全国的に発生を見ております。県警察では、この種事案の絶無を期すため、ストーカー事案や配偶者暴力事案など恋愛感情等のもつれに関する相談を受理したときは、初期段階から最悪の事態を想定し、相談者等の身の安全を確保した上で、警告や逮捕に向けた措置を講じることとしております。また、全国的にインターネットバンキングでの不正送金事案が多発しており、本県でも、本年中3件の被害を認知しております。このうち、県内の金融機関に不正アクセスし、2回にわたって四十数万円を不正送金したという事件につきまして、徳島市内在住の被疑者を逮捕し、現在捜査を進めているところであります。県民に身近な自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪、空き巣狙いや出店荒らし等の侵入犯罪につきましては、本年10月末現在、前年同期に比べ83件減少しております。県警察では、これら県民に身近な犯罪を抑止するため、犯罪の発生状況をきめ細かく分析し、重点的なパトロール活動を行うとともに、被害防止啓発のための情報発信や地域住民らによる自主防犯活動を促進しているところであります。特に、これから年末に向けては金融機関やコンビニエンスストア等を対象とした強盗事件の発生が懸念されることから、本年も制服警察官による金融機関等への立ち寄りをはじめとした特別警戒等を実施することとしております。

第2は、「重要犯罪等の徹底検挙」であります。

本年10月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は38件で、検挙人員は22人、検挙率は86.8%という状況であります。9月の定例会以降、これまで殺人や強盗といった大きな事件の発生はみておりません。今後、殺人や強盗等の重要犯罪が発生した場合には、引

き続き、組織の総力を挙げた初動捜査を展開するなどして、被疑者の早期検挙に努めてまいります。また、社会経済における不正に対する取組では、本年8月に、公共工事入札をめぐる官製談合防止法違反事件、10月には老人ホームにおける多額業務上横領事件を検挙したところであります。そして、暴力団対策では、暴力団対策法や徳島県暴力団排除条例等各種法令等を駆使し、構成員や共生者の検挙、資金源の遮断を徹底するとともに、事業者、自治体等を支援して暴力団排除活動を積極的に推進する等総合的な暴力団対策を推進しているところであります。

第3点は、「交通死亡事故の抑止」であります。

交通事故で亡くなられた41人のうち、約7割が高齢者でありまして、死亡事故の約半数が夜間に発生しております。このため、県警察では、日没前後の1時間の薄暮時間帯や夜間において高齢者等が被害者となる交通事故の発生を抑止するため、街頭監視活動や指導取締り活動をさらに強化するとともに、高齢者世帯訪問指導員等による交通安全教育や反射材用品の普及・啓発に向けた情報発信活動を強力に推進しているところであります。

第4は、「災害、テロ等緊急事態への対処の強化」であります。

まず、東日本大震災への対応につきましては、現在も、県警察から被災地への派遣が続いております。今後も、警戒活動等のための応援派遣要請があれば、可能な限り協力していく方針であります。南海トラフ巨大地震につきましては、災害発生時に迅速・的確な初動対応がとれるよう、緊急事態への対応能力の向上に努めているところであります。11月1日には、愛媛県における中国四国管区の広域緊急援助隊等災害警備訓練に徳島県警察災害派遣隊を参加させ、災害警備活動のさらなる練度の向上と防災関係機関との連携の強化を図ったところであります。また、来年の春、鳴門市で開催されます、第25回全国「みどりの愛護」のつどいに皇族の御臨席が予想されていることから、10月1日に、徳島県警察警衛警備準備本部を設置するとともに、警衛警備対策室を発足させ、関係機関との連携を密にして、事前準備を進めているところであります。

第5は、「現場執行力と警察活動基盤の強化」についてであります。

県民の期待と信頼に応える警察活動を確実に遂行するため、職務の規律と士気を高める教養、身上把握、指導等を推進しております。また、精強な第一線警察構築総合プランに基づき、実戦的な総合訓練、研修等を実施するなど、若手警察官の育成及び早期戦力化に取り組んでいるところであります。このほか、県警察では、管轄区域内の治安の維持及び向上を目的として、平成16年度に策定した、警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画に基づきまして、平成26年4月1日に、吉野川警察署と阿波警察署、そして、美馬警察署とつるぎ警察署をそれぞれ統合することとしており、関係する条例案を提出する予定であります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の推進状況等について御報告いたしました。引き続き、組織の総力を挙げ、安全・安心とくしまの実現に向け、取り組んでまいり所存であります。委員の皆様方のさらなる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

久次米警務部理事官

私からは、お手元にお配りさせていただいております説明資料に基づきまして、平成25年度一般会計予算11月補正予算案について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、2,500万円の補正をお願いしております。その財源といたしましては、全額一般財源を充てております。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について御説明をいたします。資料の上から2番目に記載してあります警察本部費の管理運営費として2,500万円を計上しております。この経費は、来春、吉野川警察署と阿波警察署、美馬警察署とつるぎ警察署をそれぞれ統合する予定でありまして、11月定例会においては、本補正予算案と併せて、後ほど御説明させていただきますが、統合署の名称、位置及び管轄区域を変更することを内容とする条例案も提出する予定としております。予算案の概要につきましては、来春の統合計画をスムーズに進めるために、庁舎の修繕やシステムの改修などを今年度中に完成させるための費用を計上しております。

以上、平成25年度一般会計予算11月補正予算案について御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします

河村警務部長

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

県警察では、管轄区域内の治安の維持及び向上を目的に、平成16年度に策定した、警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画に基づき、吉野川警察署と阿波警察署を、また、美馬警察署とつるぎ警察署を、平成26年4月1日に、それぞれ統合することとしています。警察署の名称等につきましては、警察法第53条第4項の規定により、警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされておりますので、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正するものです。改正の内容は、吉野川警察署と阿波警察署を統合し、警察署の名称を阿波吉野川警察署に、警察署の位置を吉野川市川島町に、管轄区域を阿波市及び吉野川市に改めます。また、美馬警察署とつるぎ警察署を統合し、警察署の名称を美馬警察署に、警察署の位置を美馬市脇町に、管轄区域を美馬市、美馬郡及び三好郡東みよし町の一部に改めるものです。なお、この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行したいと考えております。

鹿山首席監察官

私からは、徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料4ページを御覧ください。

徳島県留置施設視察委員会は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、以降

刑事収容施設法と言わせていただきますが、同法の規定に基づき設置された部外の第三者からなる機関であり、留置施設の運営について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者に対して意見を述べることをその職務としております。平成25年6月14日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地域主権を推進するため、自治体への権限移譲のため見直しの必要な関係法律の改正が行われ、刑事収容施設法の一部も改正されました。改正された同法では、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期について、国家公安委員会の定める基準を参酌して条例で定めることとされました。この国家公安委員会の定める基準につきましては、平成25年8月26日に制定されました留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則により、第1条、留置施設視察委員会の委員の定数について、国家公安委員会の定める基準は10人以内とする。第2条、委員の任期について、国家公安委員会の定める基準は1年とし、再任を妨げないものとする、と定められております。これを受けて、改正予定の徳島県留置施設視察委員会条例は、委員会は、委員4人で組織する。委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることが出来る。と定めることといたしました。この条例の施行は、平成26年4月1日を予定しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

広瀬交通部長

私からは、徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

お手元の説明資料5ページを御覧ください。

本条例案は、平成26年1月5日から徳島県運転免許センターが、徳島市大原町から板野郡松茂町に移転することに伴い、自動車運転免許試験場を新設いたしましたことから、施設の使用料の積算根拠となる減価償却費等について見直しを行い、当該使用料の額を改めるものでございます。当該使用料の額につきましては、運転練習をする自動車1台ごとに算定しており、現行の、20分につき520円から、20分につき600円に改めるものでございます。なお、本条例は、平成26年1月5日から施行することとしております。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

鹿山首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故4件でございます。

お手元の説明資料6ページを御覧ください。

1件目は、平成25年6月4日、鳴門警察署員が運転する緊急走行中のパトカーと相手方車両との交差点での人身事故でございまして、県の賠償金額127万9,815円と決定し、和

解いたしました。

2件目は、平成25年6月12日、板野警察署員の運転するミニパトカーが左折してコンビニの駐車場に入ろうとした際に、後方から進行してきた二輪車との接触人身交通事故でございまして、県の賠償金額17万3,248円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成25年7月10日、刑事部捜査第一課員の運転する捜査用車両が、駐車場を後退中、駐車中の相手車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額18万8,115円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成25年8月3日、鳴門警察署員が事件関係車両を車庫から出す際に、後輪に輪留めがされていることを失念して、車両を破損した物損事故でございまして、県の賠償金額4万3,438円と決定し、和解いたしました。

補足説明として、賠償金額が高額な1件目の交通事故について説明させていただきます。事故概要は、警ら中のパトカーが、定員外乗車の交通違反をしている2人乗りの原付車を発見し、追跡している際に発生しました。パトカーは違反車両に停止を求めましたが停止せず、違反車両は速度を上げて赤信号を無視して交差点に進入、通過して逃走したため、パトカーは信号交差点手前で赤色灯点灯に加えてサイレンを吹鳴し、交差点に進入したところ、青色信号に従い進行してきた相手方の車両と衝突したものでございます。職員の交通事故防止、特に緊急車両運転時の注意事項につきましては、今後も、組織を挙げて指導いたします。専決処分の報告は以上でございます。

藤田元治委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

大西委員

3日前に、新運転免許センター開所式に出席した際、新しい免許センターを拝見しました。議案でも、使用料を変更する条例が提案されました。新しくなったからということで、減価償却等を考えて計算し直して、その使用料等が上がるということなんですけども、それは仕方ないことかなと思います。ただ、新しい庁舎になって、大原町の今の免許センターをずっと使っている私としましては、新しい免許センターが立派にオープンするという運びになって大変喜ばしい、うれしい次第であります。今までの既存施設を利用して、安くあげていこうという話もありましたけども、議会での提案とか皆さま方の工夫があって出来たわけでございます。

見学させていただきまして説明を受けた中で、庁舎の中に、2階でございましたでしょうか、非常に広いロビーと言いますか、広い空間がありました。その壁に電飾の看板

が付くような施設が四方に付けられておりまして、説明では、今後、広告を取って看板を取り付ける予定にしておりますと、こういうような説明でございました。非常にいいことだなと私も思います。手数料とか本来の収入以外のもの新しい歳入を目指すべきということで、その電飾看板、広告についても評価をするのですが、それだけなのかなと疑問がありました。良い機会でございますので、事前委員会ではありますが、ちょっとそこらへんを簡単にお尋ねをしたいと思います。

新しい歳入を得る方法としては、特に新しい施設が出来たとき。また、沢山の人が出入りする施設については、施設に名前を、愛称を付けて企業が広告をするネーミング・ライツが県の施設でも多々あるわけでございますけども、この新運転免許センターは、ネーミング・ライツ制度を導入する予定はないのでしょうか。それとも、そういう企業があるようでしたら検討されるのでしょうか。他の施設については、年間何千万円というようなところもあるようですし、そういうことについてどうお考えなのか一度聞いておきたいと思っております。

竹内会計課長

ネーミング・ライツにつきましては、専ら不特定多数の方が、自由な意思の下に訪れる文化やスポーツ、あるいは福利厚生を目的とした施設に対して運用しているものと承知しております。県警察におきましては、新運転免許センターの供用に伴いまして、ネーミング・ライツの運用を検討いたしました。運転免許の更新や取得を行うためには、義務的に来庁しなければならない施設でありますほか、イベントを行うホールやスタジアム等と異なりまして、運転免許試験の事務等を行う行政庁舎に企業名を付けた場合、業務の公正、中立性に疑念を生じさせかねないこと、それから、契約の相手方が変更する度、施設の名称が変わり、混乱が生じる可能性があること、こういったことから、現時点におきましては、未だなじまないものと見送ったところでございます。なお、現在、全国警察におきまして警察署をはじめ、警察が所管する行政庁舎にネーミング・ライツを運用している例は承知していないところでございます。以上です。

大西委員

ネーミング・ライツは検討したけれども行政施設にはなじまないということで、現時点ではやらない、他県の免許センターも同様だというお話でございました。

ネーミング・ライツが一番大きな金額、収入が得られる方法かなと思うんですけども、それ以外に、例えば、免許を持たれてる方については全員免許の更新ですよという通知を出されますよね。そういった通知等については、はがきや封筒なんかに入れて広告費をもらうとか、免許センターですよという看板の下に広告をもらうとか、そういったことは考えなかったのでしょうか。

ネーミング・ライツは見送ったということですけど、そういったいろんな方法がある。そういうことは、途中からよりも新しくするときのほうがやりやすいのではないかと思う

んですけども、それについてはいかがでしょうか。

竹内会計課長

委員御指摘の、更新手続の案内のための公安委員会が郵送しております通知書の、この経費におきましては、更新者が更新時に納付する手数料の中に含まれているものでありまして、このような受益者自身が経費を負担する行政事務に、企業等の宣伝広告を掲載することには問題があるということから、通知書内に広告を掲載することは困難であると考えております。また、これとは別に、先ほど、議員が述べられました、新センターの2階フロア等には旧空港ビルに設置されておりました壁面広告板9枚をそのまま残しているところでありまして、これを活用しまして広告看板を設置することとしております。現在、公募によりまして事業者を募っているところであります。以上です。

大西委員

今までよりも沢山の人が来場するようになるんですよね。自動販売機はここに置きますという御説明いただきましたが、売店とか食堂とか、そういったお店についても当然、何らかの選考をしなければいけないんですけど、そういう売店とか、飲食店とか、物販のお店とかそういうものを募集する、設置するといったお考えはありますでしょうか。

竹内会計課長

新センター庁舎内に売店や食堂の設置というのも検討いたしました。このような食堂や売店の利用というのは、免許センターを訪れる方々の中でも、新たに運転免許を取得するために早朝より訪れる方々が大半であるものと想定されることでありまして、民間の売店や食堂を設置する場合、年間を通じて安定的な収益が上がることを想定して公募する必要がありますが、本県における現在の受験者数の状況などから、食堂等の施設を設置し、継続的に業務を運用することは困難と判断したものであります。ただし、今後、利用者のニーズはもとより、安定的な収益があると判断した場合には、施設の利用状況を考慮して、改めて検討を行う必要があるものと認識しております。なお、新センターに設置する自動販売機6台につきましては、先日、競争入札を実施しました結果、約400万円の新たな歳入が見込まれております。

大西委員

はい、わかりました。新しくできるセンターでございまして、スタートするとなかなか後からは難しいとよく言われますので、気がついたところで、そういうところをもっと努力してはどうかと思います。売店とか飲食店というのは、運用状況を見て今後検討するということですけども、一つ、飲食店についてお聞きします。

北島委員さんは地元ですよね。あそこらへん飲食店ないでしょ。例えば、運転免許試験を受けに来た人が、午前中の試験に落ちて、午後、改めて試験を受けるとします。その時、

食事のためにどこか遠くまで歩いて行かなきゃいけない、あるいは車に乗って行かなきゃいけないという状況があると思うんです。大原町の時は、おいしかったかどうか知りませんが、周辺に三つか四つか飲食店はあって、そこで食べてる方を私も多々見たことがあります。そういうことを考えると、新しい免許センターから外部の飲食店までは、それよりもかなり長い距離になると思うんですよね。ですから、新しい免許センターには、飲食店とか、売店とか、そういったものが絶対必要なんじゃないかなと私は思います。ですから、黒字になるならとか、これからの運用を見定めて必要だったらやりますよ、ではなくて、1回そういう業者と意見交換をしてみて、手を上げるような人がいたらやってもいいんじゃないかなと。広い建物になりましたから、そういうことが可能じゃないかなと思うんですが。引き続き検討していただきたいなと思います。

次に、県警本部のことでお聞きをいたします。今は財政が非常に厳しいということで、少しでも新たな歳入を得ようと努力していますよね。徳島県警も同様のことが言えるのではないかと思います。それで、新たな歳入の獲得について県警察としてどのように取り組まれていくのか。例えば、新たな歳入を得るための県警本部としてのプロジェクトチームを組んで、先ほど新運転免許センターの自動販売機の設置について、入札の結果400万円ほど収入が上がったと言われておりましたけれども、そういうことを警察全体で考えるか、そういったことを一つ一つそのチームが考えて新たな歳入を確保していく、こういうことをしてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どのようにお考えですか。

竹内会計課長

本県の厳しい財政事情の中で全庁挙げて歳出予算の削減や新たな歳入の確保など、様々な財政改革に取り組んでおるところであります。このような中で、県警察におきましては、民間資金活用による職員住宅の整備や、あるいは、全ての歩行者用信号灯器をリース契約によってLED化し、維持経費を削減すると、こういったことの歳出予算の削減に向けた取り組みを進めておりますほか、歳入面につきましても、これまで同様、未利用財産の売却、未収となっている放置駐車違反金の徴収強化をはじめ、先ほど答弁しましたように、新免許センターにおける公募による自動販売機の設置や広告事業の実施、こういったことなど、歳入の確保に努めているところであります。今後、警察署等におきましても、公募による自動販売機の設置等、可能と認められる事業について検討してまいりたいと考えております。県警察としましては、新たな歳入の確保が施設整備等に必要の歳出予算に反映されるものと認識しておりまして、今後、本部会計課はもとより、拠点整備の中核となる部門横断的な組織体制を整備するなどして、その中で新たな歳入の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

大西委員

はい、わかりました。是非とも、新たな運転免許センターがスタートするのをきっかけに、新たな歳入を獲得することについても取り組んでいただきたい。警察も行政の一環で

ありますので、新たな歳入確保に向けて積極的に取り組むべきだと思いますし、それをやらなかったら職務怠慢だと思いますので、是非とも全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

喜多委員

ただいま説明がありました、徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例についてお尋ねをしたいと思います。

逮捕されたら警察署の中にある留置施設で寝起きをして、取り調べを受けておると思います。自分はどうなるのか不安の中で毎日を送られることと思います。一人の人間が世間から、一般の社会から隔離された留置所の中で、人権が、生活が守られておるかどうかが気になる所であります。本県の優秀な警察官による対応に間違いはないと思いますけれども、適切な処遇をするために、この委員会があるということ認識しております。

そこでまず、県内の15警察署の留置施設の数と収容できる人数についてお尋ねをいたします。

鹿山首席監察官

現在、県下15警察署にはそれぞれ留置施設がございます。部屋数としましては、全体で90室。収容可能人員は181名となっております。

喜多委員

次に、施設視察委員会の具体的な職務の内容と、どのような活動をされておるのかについてお尋ねをいたします。

鹿山首席監察官

視察委員会は、先に申しました法律に基づきまして、留置施設の運用状況について透明性を高めて、被留置者の適正な処遇を確保するため留置施設を視察して、その運営に関して意見を述べる第三者からなる機関として県警本部に設置されております。委員は、徳島県公安委員会が任命し、非常勤の地方公務員となります。これまでの活動状況として、本年度は徳島西警察署など、6警察署の留置施設を視察し、各委員から施設面や処遇面の意見が出されております。例えば、手紙を書く小さな机、これを積極的に活用しなさいということとか、老朽化した空調設備の整備、常備薬の種類などについて御意見をいただき、それぞれ改善を図ったところでございます。

喜多委員

4人という人数で、その仕事も大変だろうと思いますけれども、先ほどの説明で、国家公安委員会の定める基準では委員は10人以内とする規定があるとお聞きいたしました。そして、今回の条例では委員4人で組織するという事になっておりますけれども、定められ

た基準が10人以内ならもうちょっと増やしてもいいのではないかと思います。なぜ4人にしたのかということと、どのような方がこの委員に選任されておられるのかお尋ねをいたします。

鹿山首席監察官

本県については定数を4人としております。もともと警察庁が定めた指針がございまして、委員の構成が特定の範囲の年齢、性別、職種に偏ることがないように配慮しなさいということと、留置施設の運営の改善の向上を図ることが期待されている委員会の性格、性質に照らして、弁護士などの法律関係者、医者、地域住民の代表、並びに女性が入ることが適当とされておりました。これらの条件を満たすため、委員の定数を4人としたものでございます。なお、四国の他の3県も、定数を4人として、今現在条例の改正を進めていると聞いております。現在、本県の委員は、男性3名、女性1名の構成で、弁護士、医師、大学教授、並びに地域住民の代表の方々が任命されております。

喜多委員

視察委員会については、適切な視察が出来て、入っている人に対しての人権が十分守られるように今後とも御努力をしていただきたいなと思っております。

次に、先ほど本部長から説明がありましたけれども、本県ではストーカーに関する大きな事件は発生しておりませんが、この逗子市の事件は本当に残念でならない。先般の三鷹市のストーカー事件においても然りであります。全国において多くのストーカー事件が発生しており、逗子市の事件でも発生から1年経って、被害者の住所が、それも探偵によって犯人に伝わって被害に遭ったということを感じるにつけ、どないぞ防げなんだんだらうかと思つづく思います。自分が教えたり、漏らしたりしなくても、知らないところで個人情報漏れるということが最近いろいろな場面で見られます。この逗子市ですけれども、役場で情報が漏れたということで、預かる情報を、守らなければいけない情報をきちんと管理することは、本当に大切なことでもあります。

探偵については、公安委員会へ届出をして、県警がしっかり監督していると思っておりますが、その対応についてお尋ねをいたします。県内の探偵業者の届出件数や違法事案の発生状況について、平成19年に探偵業法が施行されて届出が必要になっておりますけれども、現在では県内で何件の業者が届出をしていて、本県において過去に探偵が起こした事件などがあるかどうかお尋ねをいたします。

小倉生活安全部長

探偵業の届出件数、また、違法行為の発生状況についての御質問でございます。探偵業につきましては、営業所毎に届出が必要でございまして、本年10月末現在、県内で19業者から19営業所の届出を受理しておるところでございます。また、御質問にございましたように、探偵業の業務の適正化に関する法律につきましては、平成19年6月から施行されて

おりまして、法律施行後、いわゆる探偵業法違反で検挙した事例はございませんが、探偵業者が探偵業務に関しまして、電波法に違反して営業停止処分1か月の行政処分を執行した事例が1件ございます。そのほか、探偵業者が届出証明書を営業所に掲示していなかった事実によりまして指示処分の行政処分を行った事例が1件ございます。こういったところでございます。以上です。

喜多委員

ストーカーの犯人が役場から直接個人情報を聞き出すより、依頼を受けた探偵が言葉巧みに住所などを聞き出すことが多いということは、全国的な傾向のようでございます。そして、逗子市ストーカー殺人事件のように、被害者の住所を探偵がストーカーに教えたことは、いくら知らなかった、仕事ですからということで納得できるものではないことは言うまでもございません。そこで、住所等をストーカー犯人に伝える行為は、正当な業務と言えるのかどうか、また、違法ではないのかどうか、お尋ねをいたします。

小倉生活安全部長

探偵業者が行う情報提供の違法性についてのお尋ねでございます。探偵業の業務の適正化に関する法律第9条におきまして、探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱その他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならないという規定がございます。したがって、犯罪行為に使われることを知った上で調査を行い、その結果を依頼者に提供すれば当然違法ということになります。この規定に違反した場合、探偵業法では罰則規定はございませんが、第15条の規定によりまして営業停止の行政処分の対象となるということでございます。また、探偵業者が情報を入手するに際しまして違法な手段、方法等を用いた場合には、その行為の態様によりまして、個別の法律違反として対処することとなると承知いたしております。以上でございます。

喜多委員

過去にも、探偵が携帯電話会社の販売店員を通じて個人情報を盗み出したということで逮捕される事件がありました。悪質な探偵は営業停止ではなく、辞めるといふか、取り消しのようなのがあるべきだと思います。今後、ストーカーなどに個人情報を提供しないよう、県警がどのように対応して、指導していくのかお尋ねをいたします。

小倉生活安全部長

探偵業者に対する県警の指導状況についての御質問でございます。県警におきましては、探偵業の業務の運営の適正化を図ることなどを目的といたしまして、年に1回以上、警察本部主管課と管轄警察署の合同によります全探偵業者に対する立ち入り検査を実施いたしております。また、これ以外にも、必要がありましたら個別に立ち入り検査を行うことと

しております。立ち入り検査におきましては、関係帳簿等が適正に作成されているかなど確認いたしますとともに、探偵業務に係る調査結果が犯罪行為等に用いられることを知った上で探偵業務を行うことがないようにするなどについて、適正な業務を行うように指導しているところでございます。今後とも、探偵業者による違法行為等を防止するため、適宜適切な立ち入り検査と指導に努めるとともに、違法行為等を認めました場合には、刑事処分や行政処分を厳正的確に実施していくことといたしております。以上でございます。

喜多委員

県内にあります19業者、19営業所に対して、今後とも的確な厳しい指導をしていただいて、冒頭、本部長からお話がありましたように、初期の段階からストーカー事件に対応できる体制をとっていただいて、是非ともこの逗子市のストーカー殺人事件のようなことが起こらないように、万全の体制で取り組んでほしいなということを要望して終わります。

森本委員

これはもう質問と言うよりも、今後の対応をちょっと御検討いただきたい。毎回、毎議会毎に損害賠償の専決処分が出ますよね。多いときもあるし、少ないときもあるし。とんでもない事故の時もあるし、不可抗力の場合もあるしね。一概に全部いけないとも思わない。緊急自動車で捜査、あるいは広域取締りをしておる以上は、こうしたことは不可抗力として起きるのはやむを得ないだろうと。たまに、いかがなものかっちゃうような事故もありますけどもね。全体としては、これ流れとしてしようがないし、こうしたお金が要るのも必要経費だと思っております。しかしながら議会に公表いただけるのは損害賠償金だけなんですね。相手の車を10万円分壊したら、パトカーも壊れておるだろうに、この予算が今まで1回も載ったことがないんですよ。これやっぱり公用車と言えども、全部県民の財産ですからね。議会できちんとこの金額も公表すべきであるし、公表しないのはおかしいなと思う。損害賠償金だけ払って、パトカーがぐしゃぐしゃになってるときもある。バスにあたったやつなんかね。パトカーは特殊車両ですから、我々の車よりも修理費用が高いですからね。今議会はもういいですよ。今後、御検討いただきたい。それも非常に大事な部分じゃないかなと思います。どうでしょうか。

鹿山首席監察官

委員がおっしゃったとおり、損害賠償に関しては、今は事故の起こった相手方の損害賠償のお金、これに関して提示をさせていただいております。なお、当方側のパトカー、もしくは捜査用車両に関しましては、今まで報告させていただいたことはございません。県費、国費のそれぞれの車があったり、もしくは、オートバイであったりと、いろんな場面がございますので、今後検討させていただくということで御返答させていただきます。

森本委員

車によって複雑なんよね。捜査によっても非常に分かれてくるし。こちら側の分について我々に公表するのは大変難しいかも知れませんが、これやっぱり公費ですからね、予算として議会に上げるのが、私は皆さま方の義務だと思いますので、何とか工夫をして、今後公表できるようにしていただきたいなど。これ何回も言いますが、仕事をする上で決して恥ずかしいことではないと思うんですよ。そういう意味でお願いをしておきます。

久次米警務部理事官

ただいまの、森本委員の質問の関係なんですが、この議案の問題につきましては、全庁的な対応をしておりますので、警察だけというわけにはまいりませんので、そのあたり県当局とも調整、検討していきたいと思えます。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時54分）